

予算特別委員会及び決算特別委員会における議員間の自由討議の導入について（試案）

1 流れ（正副委員長の互選を除く。）

【現行】①審査 … 議員から執行機関に対して、議案の疑問点、事業効果等に関する質疑

②討論 … 委員が議案に対する自己の賛否を表明し、他の委員に対して説得し、自己の意見に同調することを求める。

③採決（表決）

④報告書作成

【導入後】①審査 … 現行と変更なし

②委員間討議 … 議案に対する質疑が終了したら、

1 委員間討議の必要性、テーマ（論点）について協議

a まず、予算（決算）全体を通しての意見（所感でも可）や、他の委員の意見を聞きたい事項、話し合いたい事項などを自由に出し合う。

（審査における質疑は個々の事業に対するものにならざるを得ないので、ここは予算（決算）全体、福祉、産業などの分野や個々の政策全体に関して意見を述べる機会としても活用する。）

b aの結果をもとに、出された内容を整理し、委員間で討議するテーマを決定する。

- ・ 特に特別委員会として一定の方向性（考え方）を執行機関に示すべきもの（特別委員会として執行機関に対して意見を付すべきもの） … 予算、事業の執行上の留意点や要望でもよいが、単なる要望の羅列にならないように注意する。
- ・ 委員間で意見が異なる事項で、さらに議論を深める必要があると認めるもの

2 1で決定したテーマについて、委員間で議論

なお、議論が進む中で、議案の疑問点が再浮上した場合や再度確認したいという場合は、執行機関に対して質疑をすることも可とする。

3 まとめ

2の議論の結果をまとめる。

（協議が整った場合等）

まとめたものの取扱い方としては、

①報告書に盛り込む、

②附帯決議の作成（「特別委員会決議（報告書に添付）」又は「特別委員会から本会議へ提出」）、

③修正案の作成（予算の場合）

等が考えられる。（「①＋②又は③」という形もあり。）

(協議が整わなかった場合)

議論の経過や内容を報告書に盛り込む。

※ 委員間討議の場の設定は、「一般会計、特別会計、企業会計のそれぞれについて審査が終了した都度に設ける場合」と「全会計の審査の終了後に全会計を一括して設ける場合」の大きく2通りが考えられる。

※ 1の協議の結果、委員間討議の必要性が認められない場合は、2と3は行わない。(1の結果のみを報告書に盛り込む。)

③討論 … 現行と変更なし(ただし、②委員間討議の結果も踏まえて、委員の最終意見(賛否)の表明ということになる。)

④採決(表決)

⑤報告書作成

2 委員間討議の目的

議会の3つの機能を発揮するために、

(1) 議員同士で議論を尽くす。

議会は、合議制住民代表機関である。最終的には多数決によるとしても、その過程においては多様な民意を代表する議員同士による議論が行われるべきである。

(2) 多角的、複眼的な視点による検討(チェック)で、よりよい結論を導き出す。(政策をよりよいものに練り上げる。)

答えを出す前に議員間で議論することにより、さまざまな角度からの視点、考え方をし合うことで、争点、論点を明らかにし、一面的ではないより広い視点に立って考え、よりよい結論を導き出すことができる。また、多様な利害や意見の調整、合意(あるいは新しい提案)も可能となる。

(3) 審議過程の公開、議事機関としての説明責任

委員間討議が公開の場で行われると、住民にとっても議案の問題点、争点、論点が明確になるとともに、市の意思決定の過程が見えることになる。

また、議会としても、議会内でこういう議論を経て議決(決定)に至ったということ(争点や論点、議論の経過、議決結果、議決理由)が説明できることになり、議事機関としての説明責任を果たすことにもつながる。(逆に、議員間の討議がなければ、議事機関としての説明責任を果たすことはできないといえる(議員個人や会派の賛否とその理由は説明できるが、議会としては説明できない。))

3 委員間討議のルール

(1) 自由な討論

意見に対する質疑応答や、意見に対する反論とそれに対する反論の繰り返しもある。意見が出され、相互に反論がされることによって争点が明らかになる。

(互いの反論が際限なく続くような場合は、委員長が制止する等議事整理を行う。)

(2) 意見を出し合える雰囲気

誹謗や中傷は厳禁。さまざまな意見や考え方を求め、よりよいものを練り上げていくためには、全員が意見を自由に出し合える雰囲気、環境が大切である。

感情的な対立ではなく、建設的な議論、冷静でフェアな議論をする。

(3) 休憩中に行わない。

2の(3)により、委員間討議は議事を止めずに行う。

4 検討事項

会期中の特別委員会の日程（委員間討議を行う日）をどうするか？

【現行】 正副委員長の互選（1日間（質疑・一般質問の日の本会議散会后））

審査～討論～採決（表決）（5日間）

報告書作成（1日間）